

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

列車増発による利便性の向上を活かした若桜鉄道新たな需要創出事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県八頭町、鳥取県若桜町

3 地域再生計画の区域

鳥取県八頭町、鳥取県若桜町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

●【時間的制約】

若桜鉄道は、起点の郡家駅（八頭町）から終点の若桜駅（若桜町）までの所要時間が片道30分余りと短く、また、観光列車も3両しかなく、通常の定期列車にも使用しなければならないこともあり、観光列車の運行も1両編成が基本であり食堂車もないため、車内でゆっくり食事を楽しんでいただけのような時間もなく、他の鉄道事業者で運行されているような活用ができない。

※現在実施している観光列車を活用したツアーも、観光アテンダントによる観光案内があること以外は、30分間車両に乗っている状態。

●【いつでも乗れる】

若桜鉄道の観光列車は、旅行会社のツアー客向けに「若桜鉄道観光列車貸切プラン」を商品化（企画販売：鳥取県東部DMO「(一社)麒麟のまち観光局」）し、毎週土日に臨時列車として貸切運行しているが、若桜鉄道の車両は3両の観光列車を含めて全部で4両しかなく、この4両で日々の運行も行う必要があるため、わざわざ旅行会社からツアー予約し、ツアー料金を支払わなくても、郡家駅から通常運賃でいずれかの観光列車に乗車できるため、「観光列車」としての特別感が1両目の「昭和号」、2両目の「八頭号」、3両目の「若桜号」となるにつれ弱まってきており、観光列車のツアー運営のブラッシュアップが必要となっている。

※「昭和号」が運行開始した平成30年3月から令和元年12月までの観光列車導入による経済効果は、約1.3億円に上っているものの、最近では旅行会社も臨時列車の予約ではなく、平日に団体利用券を購入し乗車するケースが増えつつある。

※団体利用券で乗車される場合は、若桜鉄道に乗車後、鳥取砂丘など鳥取市方面へ行かれる事がほとんどであり、沿線の観光施設やお食事処にはお金が落ちないことが生じつつある。

●【個人で気軽に購入できる周遊プランがない】

旅行会社も「若桜鉄道観光列車貸切プラン」ではなく、通常運行している定期列車に団体利用券により乗車するケースが増えつつあり、また、観光列車導入以降、個人で列車に乗りに来られる方もあるが、現在は「若桜鉄道貸切プラン」しかなく、ニーズに対応したパッケージの商品化が必要である。

※「ちょっとそこまで」的な沿線の観光施設やお食事処と提携した安価な企画切符（パックプラン）のようなものがあれば、地元の方のお出かけ機会の創出にもつながる可能性がある。

●【地場産品を活用した特産品の開発】

若桜鉄道を活用した更なる地域への観光入込客の増加及び地域経済の活性化に結びつけるためには、鉄道の旅の魅力の一つとして重要なアイテムでもある「駅弁」に代表される“食”への新たな商品開発と、併せてインターネットによる販路拡大やブランド化につなげていく取組が必要である。

●【地域に観光客を呼び込む仕組みづくり】

若桜鉄道の鉄道施設23件が国の登録有形文化財であることや、八頭町の観光地である大江ノ郷自然牧場、宿泊施設のオオエバレーステイ、若桜町の国重要指定文化財である不動院岩屋堂等の観光資源を活かして沿線観光地の活力を創出し、国内外への積極的な宣伝・プロモーション、訪日外国人旅行者を含めた来訪者が沿線全体を周遊して楽しめる環境づくりが必要である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

●若桜鉄道は、昭和62年10月の開業以来、全線単線で行き違い施設がなかったことから列車の行き違いを行うことができず、利用者のニーズに合った運行ダイヤを組むことが難しく、また便数も少ないことから、地域移動にも観光にも使いづらいものとなっており、平成28年7月に実施した住民アンケート調査でも、増便を望む声が多く寄せられていた。

●若桜鉄道の第三種鉄道事業者として、線路、駅舎、車両等の鉄道施設を保有する若桜町・八頭町は、若桜鉄道の観光利用を推進するため、上乗せ分交付金タイプⅠ、加速化交付金及び推進交付金を活用して、3両の車両の観光列車の導入（観光列車「昭和号」（平成30年3月運行開始）、「八頭号」（平成31年3月運行開始）、「若桜号」（令和2年3月運行開始））に併せて、令和2年3月に若桜鉄道の中間地点に当たる八東駅に列車交換を可能とする行き違い施設を整備し、列車本数を従来の10往復から15往復へと5往復増便し、利便性の向上を図ったところである。

※若桜鉄道は、平成21年4月から若桜町・八頭町が第三種鉄道事業者として線路や駅舎等の鉄道施設を保有・管理し、若桜鉄道(株)が第二種鉄道事業者として運行を行う公有民営方式での上下分離による運行を行っており、若桜町・八頭町は、保有する施設の維持修繕や高校生通学定期券の助成などの利用促進策を実施し、若桜鉄道の維持存続に取り組んでいる。（平成28年4月からは、若桜鉄道の車両も町有化）

●今後、利便性の向上による3両の観光列車を活用した観光収入の増加が期待されており、列車増発による利便性の向上と観光列車を活用した需要創出に向けた取組みを推進することにより、若桜鉄道の維持存続と交流人口の更なる拡大による地域活性化に繋げることを目的とする。

※観光列車の導入により、若桜鉄道の利用客数及び収入も増加。

【利用者数】 H27：326千人→R1：354千人

【繰越損益】 H27：△14,910千円→R1：7,601千円

※観光客入込数も順調に増加

H27：604,108人→R1：1,006,674人

【数値目標】

K P I ①	イベント列車乗客数：2020年度：0人→2023年度：2,000人							単位	人
K P I ②	イベント列車運賃収入：2020年度：0千円→2023年度：1,520千円							単位	千円
K P I ③	駅活性化イベント集客数：2020年度：0人→2023年度：3,600人							単位	人
K P I ④	地場産品を活用した特産品の販売売上額：2020年度：0千円→2023年度：1,500千円							単位	千円
	事業開始前 (現時点)	2021年度 増加分 (1年目)	2022年度 増加分 (2年目)	2023年度 増加分 (3年目)	2024年度 増加分 (4年目)	2025年度 増加分 (5年目)	2026年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	300.00	700.00	1,000.00	-	-	-	2,000.00	
K P I ②	0.00	228.00	532.00	760.00	-	-	-	1,520.00	
K P I ③	0.00	600.00	1,200.00	1,800.00	-	-	-	3,600.00	
K P I ④	0.00	0.00	500.00	1,000.00	-	-	-	1,500.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

列車増発による利便性の向上を活かした若桜鉄道新たな需要創出事業

③ 事業の内容

●【外国人旅行者誘致に向けた取組】

- ・若桜鉄道全駅で無料Wi-Fiサービスを提供するため、現在Wi-Fi環境が未整備となっている駅を対象に、無料Wi-Fi環境を整備する。
- ・2021年の東京オリンピック、2022年のワールドマスターズゲームズ関西の開催により来訪が見込まれる外国人旅行者に対応するため、行政関係職員、若桜鉄道社員、観光列車に乗務する観光アテンダント及び地域ボランティアで担っている車内販売スタッフを対象に研修を実施するなど、受入体制を構築する。
- ・交付対象外事業として、列車内の車内放送を多言語案内放送とすることとしている。

●【駅舎の魅力向上及び集客に向けた取組】

- ・若桜鉄道全駅のホーム照明を既存の蛍光灯から昭和レトロを彷彿させる暖色系の照明にし、駅全体を温かみのある駅に演出するとともに、終着駅である若桜駅前の舗装整備を行い、地域の玄関口に当たる駅の魅力向上を行う。
- ・地元住民有志により組織されている各駅の「守る会」（任意団体）や周辺地元商店等と連携し、その地域の玄関口となる駅を舞台としたイベントを開催し、賑わい創出を図る。

●【若鉄ブランドの浸透に向けた取組】

- ・若桜鉄道や沿線地域に存する地域資源を効果的に活用しながら、地域内外に向けて戦略的な情報の発信を継続的に行い、マスコミ等を通じて効果的に情報発信をし、観光協会等と連携した定期的な観光情報等をリリースする。また、ホームページやSNSを活用し、旬な情報を発信する。

●【地場産品を活用した特産品の開発】

- ・若桜鉄道を活用した更なる地域への観光入込客数の増加と地域経済の活性化を図るため、地元商工団体等と連携し、地場産品（農作物等）を活用した鉄道の旅の重要なアイテムである駅弁や菓子等のお土産品を開発し、併せてインターネットを活用した販路拡大や地場産品のブランド化につなげていく。

●【良好な沿線景観の形成に向けた取組】

- ・沿線周辺には手入れがされず放置された田畑が点在しており、こうした田畑を活用し、地域住民等と協働で、四季折々に魅力ある沿線景観を形成し、来訪者の受入環境の整備を行う。

●【新たな観光コンテンツの整備による集客力の向上に向けた取組】

- ・若桜鉄道の新たな観光資源として、若桜駅構内に留置されているトロッコ貨車を観光列車化するための改修を行う。
- ・鉄道の広域性を活用し、地元商店や大手スーパー、他の地方自治体や鉄道事業者等と連携してイベント列車を運行し、若桜鉄道を地域の広告塔として、沿線の観光魅力を高めていく。

●【若桜鉄道を足とした旅行商品の開発・販売】

- ・鳥取県東部及び兵庫県北西部の1市6町で創設したDMO「（一社）麒麟のまち観光局」（平成30年1月設立）と連携し、観光列車を活用したツアー造成を継続して行うとともに、地域に埋もれているコンテンツや食の魅力を掘り起こしながら、若桜鉄道とバスを組み合わせた新たな旅行商品を開発し、併せてエージェントを対象に観光説明会を開催することにより、販路を全国に拡大し観光客誘致を展開する。
- ・誰でもいつでも観光列車の旅が堪能できる沿線の飲食店や観光施設と連携した企画商品を開発・販売し、新たな利用客を確保する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

平成28年度より、若桜鉄道の車両を町有化とすることにより、若桜鉄道が旅客運送に注力できる体制を確保。その中でこれまでの生活交通としてのみではなく、観光旅客による旅客収入やイベント、グッズ販売等による営業外収益を確保することにより、安定的な事業運営を図る。

【官民協働】

民間である若桜鉄道は、事業運営主体として旅客運送と観光事業に責任を持ち、自律的な事業運営を実施。両町は、施設及び車両の所有者となることで若桜鉄道の資産保有負担を軽減し、旅客運送及び観光事業に集中的に取り組める体制を確保。

【地域間連携】

両町は、共同出資する若桜鉄道の運行地域であり、出資比率に応じた負担責任により、共同して若桜鉄道の運行支援及び観光化に取り組む。両町に若桜鉄道運行対策室を設置し、日常的にも連携を取り合い一体的に事業を実施。

【政策間連携】

若桜鉄道を軸とした観光施策を推進することで、
①地域の交流人口増や経済活性化、
②地域事業者の商業振興、
③若桜鉄道(株)の自立的な事業運営の実現による地域公共交通の確保を図るものである。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

該当なし。

理由①

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【地方公共団体名】	1	2	3	4	5
	鳥取県八頭町	鳥取県若桜町			
【検証時期】	毎年度 6 月	毎年度 9 月	毎年度 月	毎年度 月	毎年度 月
【検証方法】	産官学金労言等が参加した組織による検証体制を構築し、PDCAサイクルによる効果検証を実施。	産官学金労言等が参加した組織による検証体制を構築し、PDCAサイクルによる効果検証を実施。			
【外部組織の参画者】	総合戦略検証のための委員会に参画した商工会、県庁、大学、金融機関、労働局、マスコミ等の産官学金労言等に外部有識者として参画いただく予定。	総合戦略検証のための委員会に参画した商工会、県庁、大学、金融機関、労働局、マスコミ等の産官学金労言等に外部有識者として参画いただく予定。			
【検証結果の公表の方法】	HPにおいて公表する	HPにおいて公表する			

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 81,551 千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日 から 2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 若桜鉄道対策事業

ア 事業概要

地域の観光資源であるとともに、地域公共交通の要である若桜鉄道について、第三種鉄道事業者として施設の保守管理や設備改良を実施するとともに、利用促進に向けた取組を実施（第三種鉄道事業者としての取組は、2024年度以降も実施）。

イ 事業実施主体

鳥取県八頭町、鳥取県若桜町

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。